

**中小企業信用保険法第2条第5項第5号(ロ-)の規定に  
基づく不況業種の認定について**

経済産業大臣により指定された業種を営む中小企業で、区長の認定を受けた場合、金融機関からの借入に対し、信用保証協会からの保証が一般保証に加え別枠で利用できます。

なお、利用にあたっては、金融機関および信用保証協会の審査があります。

**認定の要件**

- 1 東京信用保証協会の保証対象業種を営んでいる中小企業者であること。
- 2 〔法人〕区内に本店登記をしていること。〔個人〕区内に主たる事業所があること。
- 3 別に定める指定業種一覧\* 1のいずれかに業種が該当していること。  
1つの指定業種に属する事業のみを行っている。または、兼業者であって行っている事業が全て指定業種に属している。
- 4 主要原材料である原油等の価格が著しく上昇しているにもかかわらず、製品等価格の引き上げが著しく困難であるため、経営の安定に支障が生じている中小企業者であること。

(次の～の条件を全て満たすこと)

原油又は石油製品(以下「原油等」という)の最近1か月間の平均仕入単価が、前年同期の平均仕入単価と比べ20%以上、上昇していること。

石油製品とは「揮発油、灯油、軽油その他の炭化水素油(重油)及び石油ガス(液化したものを含む。)」を指します。

製品の製造若しくは、加工又は役務の提供(以下「製品等」という)に係る売上原価に対する原油等の仕入価格の割合が20%以上であること。

物の販売又は役務の提供価格(加工賃も含む)の引き上げが著しく困難であるため、最近3か月間の売上高に占める原油等の仕入価格の割合が、前年同期の売上高に占める原油等の仕入価格の割合を上回っていること。

\* 1 指定業種一覧およびその業種の定義について、次のホームページでご確認ください。

指定業種一覧 中小企業庁HP [http://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/sefu\\_net\\_gaiyou.htm](http://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/sefu_net_gaiyou.htm)  
業種の定義 総務省統計局HP <http://www.stat.go.jp/index/seido/sangyo/index.htm>

**必要書類**

1	法人/個人	申請書 2枚
2	法人/個人	確認書 1枚
3	法人/個人	確認書の各月別の原油等の仕入価格、売上原価、売上高を確認できる資料(試算表等) 仕入価格:仕入伝票、請求書、納品書、領収書等 売上原価:試算表、総勘定元帳の売上原価欄等 売上高:試算表、総勘定元帳の売上欄等 決算書等の集計ベースと一致していること 売上高等を導き出した経緯が確認できる明細があるもの
4	法人/個人	最近1年間の売上高を確認できる資料 最近1年間とは、確認書の最終月よりさかのぼった12か月分とします 売上高を導き出した経緯が確認できる明細があるもの
5	法人のみ	商業登記簿謄本(発行日から3か月以内の原本) 予約不要の方は省略可
6	法人	法人税申告書・決算書・勘定科目内訳明細書等控一式 税務署受付日のあるもの
	個人	確定申告書・青色申告決算書等控一式 税務署受付日のあるもの
7	法人	法人実印(訂正印用です)
	個人	事業主の実印(訂正印用です)
8	法人/個人	許認可証 許認可が必要な業種についてのみ
9	法人/個人	前回と同業種で再申請される場合は、前年度取得した5号認定書写し 控えが無い場合には事業者様より要予約

**留意点**

- ・ 認定日から協会受付まで30日を経過しますと、認定書を再度徴収していただくことになります。
- ・ 特別区長から認定を受けた後、認定書の有効期間内に金融機関又は信用保証協会に対して、経営安定保証の申込みを行うことが必要です。
- ・ 新規または前年度認定書写しが無い場合、5号認定の手続きは事業者様からの予約が必要となりますので下記へお問合せください。

受付: 台東区中小企業振興センター内1階 産業振興課 融資担当 電話 5829-4128